

介護保険レンタル・ 補装具費支給制度について

介護保険レンタル

介護認定を受けた方は、介護保険レンタルでのe-SNEAKERのご利用が可能です。利用可否の詳細は、認定介護度やお客様の状態により異なりますので自治体や担当ケアマネージャーへご相談ください。介護保険制度では、原則として「要介護2以上」の方は電動車いすのレンタルが可能となります。



介護保険レンタルご利用までの主な流れ

1. ケアマネージャーに希望する福祉用具についての相談
2. ご利用になるご本人またはご家族より、自治体の窓口にて要介護認定の申請
3. 要介護認定にもとづき、介護支援事業者などがケアプラン計画を作成（レンタルする福祉用具の契約内容を含む）
4. 福祉用具事業者と契約締結し、レンタルのご利用を開始

補装具費支給制度

お客様の状況（身体状況、年齢、職業、学校生活、生活環境等）により、日常生活や就学・就労のために電動車いす普通型（6.0km/h）利用の必要性が認められた場合、費用が支給される可能性があります。詳細は各自治体の窓口にご相談ください。

